

会議録

1 附属機関の名称

犬山市公益的活動促進委員会

2 開催日時

令和6年1月24日（水）午後6時30分から午後8時まで

3 開催場所

犬山市役所 205会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 佐藤正之、水内智英、山本剛毅、遠山涼子、松元永己、谷口功
- (2) 執行機関 中村地域協働課長、島内課長補佐、佐藤統括主査、田原主査、柴田主査補、柴田主事
- (3) オブザーバー 協働プラザ 森好佐和子

5 内容

○議題

- (1) 令和5年度協働プラザ事業進捗状況について
- (2) 令和6年度市民活動助成金 企画提案発表会・審査会について
- (3) 未成年の市民活動団体登録について

6 傍聴人

0人

7 内容

① あいさつ（佐藤委員長）

※ 委員総数7名のうち、6名が出席し、過半数であるため、犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、会議が成立。

② 議事

- (1) 令和5年度協働プラザ事業進捗状況について 資料1
事務局及び協働プラザより配布資料に基づき、説明。

〈質疑応答〉

- ・委員：(5)地域活動の担い手育成事業で、講座修了生の中から市民活動団体を作る動きなどはあるか。
- ・協働プラザ：今のところ団体設立の動きはないが、定期的な活動報告を受ける中で、団体

設立の意向があれば支援していく。

- ・委員：講座修了生の動きに記載されているイベント実施支援は、企画だけでなく、実動面のサポートも含まれているのか。町内会などの地縁団体では、人手のニーズもあるので、有効だと思う。
- ・協働プラザ：当修了生のアクションプランの中に、実動面のサポートに関する記載はないが、活動を進める中で動きがあるのではと考えている。今回の事例では、実施場所を別のコミュニティナースが提供するなど、コミュニティナース同士の協力体制も生まれており、今後も協力しながら実施していく。
- ・委員：1人で出来ることには限界があるので、コミュニティナースのメンバー同士で協働が起きているのは良いことだと思う。
- ・委員：若者を中心に、協働プラザの交流スペースの利用が増えたということだが、その場所で何をしているのか。
- ・協働プラザ：主に、個人の勉強で使われており、2～3人のグループで話したり、遊んでいるケースもある。口コミで徐々に広がっているような感じである。
- ・委員：学生の中には、公共の場で過度なスキンシップをしている人もいる。公共施設での環境ハラスメントにもなり得るので、もしそういった学生がいれば、声掛けができると良い。
- ・協働プラザ：現時点では、そういった学生は見かけていないが、今後は気をつける。小さな子どもが走り回っている時には、声掛けは行っている。
- ・委員：コワーキングスペース的な利用が増えているのであれば、協働プラザとして仕掛け甲斐があるのではないか。探求学習等を行う利用が増えると良いが、そういう利用は増えているのか。また、学校との関わりはどうか。
- ・協働プラザ：最近、高校から地域活動に関わっていきいたいという相談を多く受けている。また、昨年秋には、青年会議所が若者との協働事業を実施するにあたり、交流スペースを打合せの場として利用していた。協働プラザとしては、利用者の動線に案内チラシを掲示するなど、まちづくりとの接点作りをしており、夜間に交流スペースを利用する学生へイベント参加等の声掛けをしていきたい。
- ・委員：名城大学のシェイクでも学生への声掛けはしていた。協働プラザの設置目的や背景を知ってもらえるように声掛けしていけると良い。
- ・委員：2期目に入り、安定的で幅広い活動をしていて素晴らしいと思う。協働プラザを運営している立場として、行政や他の団体等へのリクエストはあるか。犬山市の事業に携わり何か感じることはあるか、感想を聞かせてほしい。
- ・協働プラザ：市とは定期的に打ち合わせを実施しており、大きな不安や課題はない。他市の市民活動支援センターの職員からは、この関係性を羨ましいと言ってもらえることもあり、よくコミュニケーションが取れていると思う。
- ・事務局：交流スペースの若者の利用が増えてはいるが、その利用がまちづくりにつながって初めて本来の利用目的が達成されるものである。今後は、利用者の動線にチラシを掲示する等だけでなく、公益的活動に触れ

てもらい、巻き込んでいく仕掛けを検討していきたいと考えている。

地域資源バンクのマッチングは、事業の発信というより、相談対応から結びついた事例がほとんどである。シェアリングエコノミーサービス型ウェブサイト「いぬやまでばん」の展開が遅れている部分もあるため、プレーヤーを増やしていく取り組みを進めていく。

- ・ 委員：協働プラザの実績等を、広く市民に認知してもらえる機会があると良い。明確な目的がある人は見つけることができるが、一般の人は協働プラザが何をしているのか見つけづらい。
情報を整理し、的確に提供できる仕組みがあると良い。その意味で、CCnetでの市民活動団体の動画配信は良いと思う。
- ・ 事務局：協働プラザの成果発信、行政側の人的な引継ぎも大きな課題と認識しており、しっかり対応していきたい。

(2) 令和6年度市民活動助成金 企画提案発表会・審査会について

資料2

事務局より配布資料に基づき、説明。

〈質疑応答〉

- ・ 委員：昨年度からの変更点は何か。
- ・ 事務局：今年度は部門の見直しを行っており、様式や評価表等も変わっている。それに加え、企画提案発表会はコロナ禍前のように、提案団体が一堂に会した形で実施する。他団体のプレゼンテーションを聞くことも活動の参考となる。
- ・ 委員：企画提案発表会で審査は、当日参加した委員のみで行うのか。
- ・ 事務局：その通りである。書類審査とプレゼンテーションで、各基準の項目ごとに5点満点で採点する。その点数を合計し、総合評価で助成額を算出することになる。
- ・ 委員：当日欠席の委員も書類審査だけは出来るのではないか。
- ・ 事務局：従来、書類審査のみ行う委員が出る想定はしておらず、書類とプレゼンテーションそれぞれの配点が分かれていない。配点等の見直しが必要となり、今年度の提案発表会まで時間もあまりないことから、次年度の審査での対応に向けて検討とさせてほしい。
- ・ 委員：他の自治体では、当日欠席委員は書類審査のみというケースもある。ただし、書類審査だけだと委員の主観が入る可能性もある。
当日参加出来ない委員の意見も、何か反映出来るようになると良い。
- ・ 委員：今回から、提案書の提出にあたり協働プラザへの事前相談を必須にしたが、実施の状況はいかがだったか。
- ・ 協働プラザ：相談期間の設定もあるが、1日で5～6件対応していた。相談対応出来るスタッフも限られるため、その他の事業のスケジュール管理も含め、大変であった。さらに、相談が必須となったことを見逃しており、締切間近に駆け込んでくる団体もあった。
- ・ 委員：事前相談は今回が初ということもあるが、今後浸透していくと良い。

(3) 未成年の市民活動団体登録について
事務局より配布資料に基づき、説明。

〈質疑応答〉

- ・ 委員：前例も少なく難しいところだが、事務局案が現実的なのではないか。
若い人達の活動は応援したいので、次の人が出てくるよう仕組みにしてほしい。責任問題等もあるため、どこまでやるか課題もあるが、他市町に先駆けて取り組めるのは良い。
- ・ 委員：未成年でもNPO法人や企業を作ることは可能であり、基本的には賛成である。「保護者」という表現は少し気になる、例えば「法定代理人」等の法的な手続きに則った表現にした方が良いかもしれない。
- ・ 委員：これを機に、色々な活動が広がっていくと良い。
例えば、DVを受けている子どもの活動が起こった場合、「保護者」という表記は、同意書を取る場合にハードルになる。親以外の信頼出来る大人も可とする等の対応があれば、より先進的だと思う。今回の相談事例で懸念がなければ、登録を速やかに進めてほしい。
- ・ 委員：まずは、保護者の同意を得る形で始めれば良いと思う。「保護者」という表記が障害になる事例等は、今後検討してほしい。
登録を希望する未成年の団体には、行政や協働プラザがどう動いてルールが出来たか、事例の共有ができると協働のパートナーのような形になれるのではないか。
- ・ 委員：親が望まない活動への対応も必要になる。
「原則、保護者・法定代理人」のように「原則」という言葉を入れ、例外対応出来るようにしてはどうか。
- ・ 委員：春日井市は、高校生を団体として認めている事例がある。過去からの経緯もあるが、このような取り組みは広げていきたい。その他の学校でも、生徒がインスタグラム等で発信しているが、十分なサポートがない状況である。
- ・ 委員：活動したいと思う若い人達に寄り添える仕組みがあると良い。
協働プラザで今後もしっかりフォローを続け、事例を蓄積していけば、モデルケースとして他の団体の参考となる。
未成年のみの団体は、市民活動助成金に応募することは出来ないのか。
- ・ 事務局：他市町でも助成金対象としていないこと、未成年の活動に対する責任の取り方等を考慮して、未成年のみの団体は応募資格なしとしている。
現在相談を受けている団体は、団体登録のみで助成金申請は考えていないようであるが、今後の検討課題として考えていく。
- ・ 委員：若い人達が市民活動の担い手になると気づかされた。この機会に、若い人達へ呼びかけをしていっても良いのではないか。
若い人達の声が届くような仕組みが出来ると良いまちになっていく。

- ・委員：成人の定義は、18歳以上ということで良いか。
- ・事務局：民法の規定どおり18歳以上を成人としている。
来年度以降の助成金公募要領には、会員の年齢を含めた要件を記載する予定であり、内容は次年度の委員会で審議してもらう。
- ・委員：中学生と大学生がコラボする事例はあるため、市内の大学生を巻き込んでみるような提案をしても良いかもしれない。
- ・委員：能登半島地震では、避難所の運営を中学生が中心的に担ったケースもある。愛知県内では、中学生が避難所運営訓練をして、活動の一員としての意識付けを行っているところもある。
市民活動団体の登録になぜ同意書が必要になるのか、未成年にも保護者にも理解してもらう必要がある。

④ その他

- ・令和6年度市民活動助成金企画提案発表会への出席について